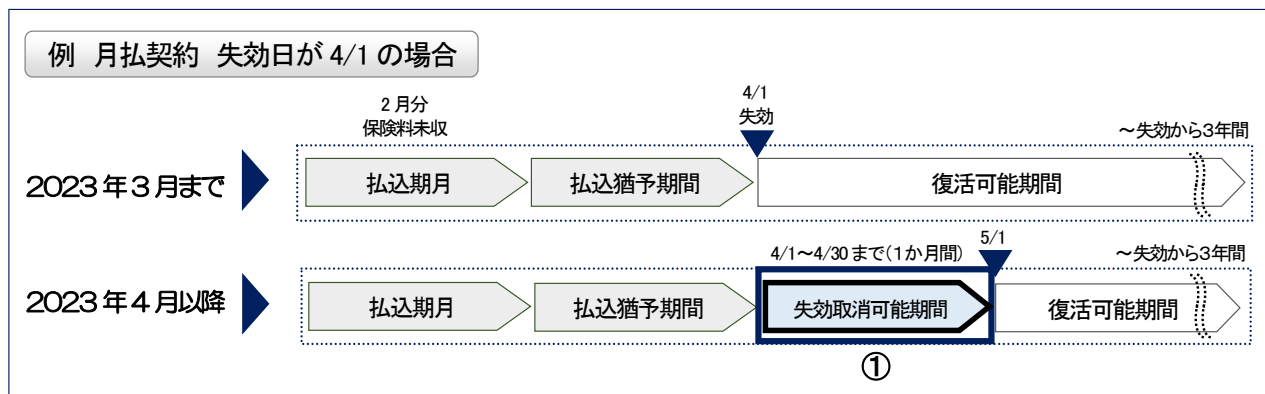


「失効取消制度」の導入

朝日生命保険相互会社（社長：木村博紀）は、2023年4月1日より、ご契約が失効してから一定期間内であれば延滞保険料のお払込みのみで保障が継続する、失効取消制度を導入いたします。

1. 制度概要

失効取消制度とは、失効日からその日を含めて1か月間（下図①）を延滞保険料払込期間（失効取消可能期間）と定め、期間中に延滞保険料をお払込みいただくことで、ご契約が失効しなかったものとして取り扱い、保障が継続する制度です。一過性のご事情により保険料のお払込みが滞りご契約が失効した場合でも、本制度をご利用いただくことで、告知やお申込み手続きを行わずに保障をご継続いただけます。



2. お手続きについて

- 失効取消可能期間中に、延滞保険料をお払込みいただきます。申込や告知等のお手続きは不要です。
- 同期間中に保険金等の支払事由が発生した場合、同期間中に延滞保険料をお払込みいただくことで、保険金等をご請求いただけます。
- 失効取消可能期間経過後は、従来通り復活のお申込みが可能です。

3. 対象のご契約

失効日が2023年4月1日以降のご契約

※既契約についても対象となります。

※一部の保険種類（団体保険、財形保険、一時払商品、変額保険等）を除きます。

引き続き、朝日生命では、人にやさしいサービスを追求し、各種お手続きやご利用いただける制度の利便性向上に努めてまいります。